第１４号様式（第２０条第１項）

第　　　　　号

年　 月 　日

様

東金市外三市町清掃組合議会議長　　　　　　　　　　　印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、東金市外三市町清掃組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年東金市外三市町清掃組合条例第４号）第３４条第１項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保  有個人情報の名称  等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内  容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、東金市外三市町清掃組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、東金市外三市町清掃組合を被告として（東金市外三市町清掃組合議会議長が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

＜本件連絡先＞

東金市外三市町清掃組合総務課総務係

（担当者名）

(電　　話)